

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日にA市所在の会社B（以下「会社」という。）にパートタイマーとして採用され、平成〇年〇月〇日からは正社員として商品の検品、梱包及び出荷作業に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇頃からめまいや不眠症状が出始めたため、同年〇月〇日にCクリニックを受診したところ「眩暈症」と診断され、その後、めまいや不眠に加え関節が痛み始めたとして、平成〇年〇月〇日にDクリニックを受診し「適応障害」と診断された。また、平成〇年〇月〇日に、Eクリニックを受診し「うつ病」と診断され、同月〇日には診断書の受領目的でF医療センターを受診し「適応障害」と診断された。

請求人は、ひどい嫌がらせや退職強要が原因で精神障害を発病したとして、監督署長に療養補償給付及び障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「G医師及びH医師の各意見書から読み取れる請求人に出現した症状を、ICD-10診断ガイドラインに照らして検討すると、『うつ病エピソード F32』（以下『本件疾病』という。）を発病したものと判断する。発病時期は、請求人が立ち上がれないほどのめまいがあったと訴え、G医師に受診した経緯から、平成〇年〇月上旬とする。」と述べている。当審査会としては、請求人の聴取書、専門医の意見書等からみられる請求人の症状及び経過等から、専門部会の医学的見解は妥当であるものと判断する。

なお、請求代理人は、請求人が同年〇月〇日に「退職の強要」を受けたことを契機に同月〇日にG医師に受診したとして、請求人の発病時期は同日である旨を主張する。しかしながら、同医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「請求人の初診日の主訴は、平成〇年〇月〇日に解雇通知があり不当解雇ということで抗議しているものの、不安と憤りの感情が抑えられないということであった。症状としては、身体的には感情的になって眠れないし、めまいはずっと続いており、解雇後とりたてて体調が悪くなったわけではない。」旨述べている。当審査会としては、請求人の症状に変化があったとは認められず、請求人らの主張は採用できない。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えてるので、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 本件疾病発病前おおむね6か月間の業務による出来事についてみると、請求人は、平成〇年〇月〇日のミーティングにおける「I部長の発言」に加えて、同年〇月〇日の「解雇通知」、そして、請求人が入社当初から継続して受けた「Jからのいじめ」、いじめに移行する前の「I部長からのセクハラ」についても、評価すべき旨を主張している。

当審査会としても、これらの出来事について一件資料から精査したものであるが、決定書理由第2の2の(2)のイに説示されているように、「解雇通知」は本件疾病の発病後の出来事であり、「I部長からのセクハラ」は発病前おおむね6か月以前の出来事であることから、両出来事とも心理的負荷となる出来事として評価できない。また、「Jからのいじめ」は、発言の趣旨や継続性の点などから判断すると、「いじめ」としてではなく具体的出来事「上司とのトラブルがあった」に当てはめるのが妥当であり、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

また、「I部長の発言」については、同部長は、陳述書において、要旨、「請求人の態度が不快で避けるようになり、ほとんど会話をすることがなかったが、自分を怖い顔でにらみつけたり露骨に嫌っている態度をとるので、たまらず請求人のことが嫌いだと発言した。」と陳述しており、同部長自身も同発言の事実を認めている。しかしながら、同発言は、平成〇年〇月〇日のミーティング時において一度限りのものであったと認められ、同月〇日の四者会談において、同部長は、K社長の前で請求人に対して反省の弁を述べており、継続して請求人の人格や人間性を執拗に否定し続けたとは認められない。当審査会としては、同部長が、上司として請求人を業務上指導する立場にありながら請求人との接触を避けていた事実を踏まえ、具体的出来事「(ひどい)嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」に当てはめ評価するも、その心理的負荷の総合評価は「中」と判断する。したがって、請求人の業務による心理的負荷は「弱」と「中」の

出来事がそれぞれ1つずつであり、全体評価は「中」であって、「強」に至らないと判断する。

- 3 以上のおりであるので、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって、主文のおり裁決する。